

高知県アンテナショップ「まるごと高知」での注意事項

この度は、高知県アンテナショップ「まるごと高知」での店頭催事・テストマーケティングにご検討・お申込み頂き、ありがとうございます。店頭に立たれる間は、お客様からは事業者の皆様も店舗スタッフです。円滑な店舗運営のために、下記事項について必ずご確認をお願いいたします。

まるごと高知について

- ◆住所：〒104-0061 東京都中央区銀座 1-3-13 オープンプレミア 1F
- ◆最寄駅：JR「有楽町」駅京橋口から徒歩3分、有楽町線「銀座一丁目」駅3出口すぐ
- ◆営業時間：アンテナショップ・まるごと高知 午前10時30分～午後8時（年末年始を除き年中無休）
レストラン・おきゃく ランチ 午前11時30分～午後3時（土日祝日は午後3時30分まで）
ディナー 午後5時30分～午後11時（土日祝日は午後10時まで）
※営業時間は変更する場合があります。
- ◆おおよその来店数：平日約1,200名 土日祝日約2,500名 ※天候などにより大きく変動します。

備品の使用について

- (1) アンテナショップに備え付けの備品は次のとおり。申込書に必要な備品を必ずご記入ください。
- ・販売台 1台（サイズ：横約1.5m×縦0.6m）
 - ・冷凍ケース
 - ・冷蔵ケース
 - ・IH調理器
 - ・シンク（レジ後ろのファストコーナーの備え付け）※催事スペースとは距離があります。
 - ・電源（100Vコンセント5口、200Vコンセント1口）
 - ・オーブンレンジ
- ※上記以外の器具や備品や持ち込み機材については、必ず相談のうえ自己手配をお願いします。
- ※直火がでる機器は使用出来ません。
- (2) 次のものについては、自己手配をお願いいたします。
- POP、ポスター、チラシなどの販促物 ・ 試飲・試食用のサンプル ・ 陳列用什器 ・ 養生テープ
試飲・試食用の備品及び消耗品（紙皿、紙コップ、フォーク、トレー、ごみ袋、手袋、除菌シート等）
事業者が直接販売する場合は、釣銭・釣銭入れ・領収書 ・ レジ袋をご用意ください
- ※まるごと高知での販売を希望の場合は、事前に必ず担当者に相談してください

備品等の発送について

実施前日の14時～16時着で下記宛先にお送りください。送り状の控えは必ずご持参ください。

送り先：〒104-0061 東京都中央区銀座 1-3-13 オープンプレミア 1F

高知県アンテナショップ「まるごと高知」三浦宛て TEL：03-3538-4365

※「催事用」や「テストマーケティング用」の張り紙をお願いします。

準備について

- (1) 準備、朝礼の時間について
- 9時30分から10時30分の間となります。「まるごと高知」の店頭に着きましたら、ショップスタッフ

に、声掛けをしてから設営をしてください。

10時に朝礼を行います。毎回参加をお願いします。

9時30分より前に準備を行いたい場合は、催事担当者に必ず相談してください。

(2) 催事スペースについて

エントランス、あるいは入口すぐの左手、または店舗内冷蔵ケース前等です。

(3) 販促資材について

催事スペース周辺にポスター等の掲示が可能です。ポスターなどを貼る際は必ず養生テープをお願いします。のぼり旗のような大きなものや映像機器は別途ご相談ください。

催事終了後について

(1) ごみの分別と清掃について

燃えるごみ、プラスチック類、ペットボトル、ビン、缶、段ボールで必ず分別してください。

置き場所はスタッフの指示に従ってください。使用したスペース周辺の清掃をお願いします。

(2) 荷物の返送について

返送する荷物は、店舗にあるヤマト運輸の着払い伝票をご使用ください。それ以外の宅配業者の指定がある場合は、ご自身でお手配をお願いします。

諸注意事項について

(1) 衛生面について

エプロンやマスク、手袋を着用する等、衛生面での注意をお願いします。

また、香りの強い整髪剤や香水等はお控えください。

(2) 販売員について

商品説明や販売を行っていただきますので、催事期間中は、必ず販売員を派遣してください。

名札の着用をお願いします。スペースに限りがありますので、定員3名までとさせていただきます。

店舗内が混雑することもありますので、お客様の誘導をお願いします。

(3) 休憩などで催事スペースから離れる場合について

催事スペースが無人になる場合は、ショップスタッフまたは催事担当者に必ずお声掛けください。

(4) お客様対応について

お客様から問われた場合、不明な場合は、ショップスタッフに繋いでください。

(5) 荷物、在庫の管理について

貴重品、荷物、在庫管理は催事事業者をお願いします。

(6) その他

店頭販売の実施に際し、催事事業者の責に帰すことができない事由による場合を除き、催事事業者が一般財団法人高知県地産外商公社または第三者に損害を与えたときは、催事事業者は自己の責任において処理し、賠償の責任を負うものとします。